

# 広報いいたて お知らせ版

東日本大震災 号外 第44号  
平成24年11月20日発行

## 福島県外における仮設住宅・公的宿舎・民間借り上げ住宅申請受付終了のお知らせ

災害救助法に基づく避難対応について福島県からののお知らせです。県外避難のための仮設住宅・公的宿舎・民間借り上げ住宅への新規入居申請は平成24年12月28日をもって受付を終了いたします。なお、現在県外にて既に上記施設へ入居している方の入居継続期間については、避難受け入れ都道府県ごとに異なりますので、お手数ですが各都道府県担当窓口へご確認ください。

問 福島県避難者支援課 避難者支援担当 (☎024-523-4157)  
生活支援担当 (☎024-521-8306)

## 住民意向調査への協力をお願い

村は国・県の協力により、村民の皆さんの避難生活の現状や今後村が建設を検討している復興公営住宅に対する意向を把握するため、郵送による意向調査を行います。皆さんからいただいた回答をもとに、今後村が進めていく復興に向けた取り組みを推進してまいります。

調査票は、11月下旬ごろに発送を予定しております。調査票がお手元に届きましたら、調査へのご協力をお願いします。

問 総務課企画係 (☎024-562-4246)

## 就労不能分の賠償金は課税対象所得です

原発事故によって離職したことによる東京電力からの就労不能分の賠償金は、課税対象の収入となり、次の計算式によって算出した所得額を含む年間の合計所得額が38万円以上の方は、所得税法および地方税法上の扶養に入ることができません。

これから事業所等において年末調整を行うにあたり扶養親族の確認を行います。就労不能賠償金を受け取った方は扶養に入れない場合がありますのでご注意ください。所得額が38万円以上の方を扶養に入れて年末調整を行うと、後日確定申告により所得税を追加納付する場合があります。

《計算式》

$H24$ 年中の就労不能賠償金 - 50万円  $\times 1/2 =$  所得額 (一時所得)

※就労不能賠償金が126万円を超えると所得額が38万円以上になります。

※配偶者は所得額(38万円~76万円)によって段階的に配偶者特別控除が該当。

問 住民課税務係 (☎024-562-4207)

## 小・中学校の施設の利用について

村教育委員会では、飯館村学校体育施設使用に関する規定に準じて、下記のとおり学校教育施設を開放します。使用料は無料です。

詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

○利用できる施設

- ・小学校の体育館及び校庭 (川俣町飯坂地内)
- ・中学校の体育館及び校庭 (飯野町明治地内)

○利用方法

- ・教育委員会に用意してある申請用紙にて、使用日の7日前までに申し込みください。

問 教育課学校教育係 (☎024-562-4257)



### 村携帯サイトへアクセス

村からの情報のメール配信サービス登録はこちらから行えます。

パソコンからはこちら <http://www.vill.iitate.fukushima.jp/saigai/>



## (再掲) 生活家電セット寄贈事業受付終了のお知らせ

日本赤十字社では被災地支援事業の一環で仮設住宅・借り上げ住宅等への入居の際、生活家電セット寄贈事業を行い、昨年からの被災者の方々へ支援して参りましたが、この度平成24年12月末をもって受付終了いたします。

受付終了予定日前でも一定の要望数に達した際は受付を終了いたします。

問 日本赤十字社東日本大震災復興支援推進本部 (☎0120-60-0122)

## 12月議会定例会開催日程〔予定〕

12月議会定例会が下記の日程で開催されます。ぜひ傍聴においでください。なお、日程は議会運営委員会で決定されるため、変更になる場合があります。

- ◆12月7日(金) …… 開会
- ◆12月11日(火)・12日(水) …… 一般質問
- ◆12月14日(金) …… 議案審議・閉会
- ◆場 所 …… 飯野出張所

問 飯館村議会事務局 (☎024-562-4247)

## 震災後の映像・写真・メールの提供にご協力ください

村では、東日本大震災や東京電力福島原発事故による被害や村民一人ひとりが原子力災害に立ち向かっているようすを後世に伝えるため、記録誌を編纂いたします。

震災後に皆さんが携帯電話やデジタルカメラ等で撮影した映像や写真、家族や知人の安否確認のために送ったメールなどのご提供をお願いします。

ご提供いただいた写真等は、村が発行する記録誌のほか広報等で使用します。皆さんのご協力をお願いします。

○提供いただくもの…震災後の村のようすが分かる写真(合成写真はご遠慮ください)、映像、家族や知人との安否確認メール等

○提供方法…撮影者名・撮影日時・場所を明記のうえ、電子データ(3MB程度)を電子メールで送信いただくか、または総務課企画係までお問い合わせください。

○注意事項…写真や映像は提供者本人が著作権を保有するものとし、写真に写っている人が明らかに分かる場合はその方に了承を得てください。

問 総務課企画係 (☎024-562-4246 FAX024-562-2466)

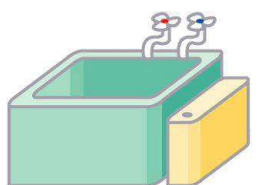
電子メール送信先: kiroku@vill.iitate.fukushima.jp

## 高齢者総合相談窓口のお知らせ

お風呂に入ることができますか。寒くなりましたが、浴槽が高い、深いなどで入浴できない方はいませんか。

福祉用具を利用することで解決するかもしれません。困っている方は、下記までご相談ください。

問 飯館村地域包括支援センター (健康福祉課内 ☎024-562-4214)



## 食品の放射能簡易測定申込みについてのお願い

村では、食品等の放射能簡易測定を行っています。測定するもの(食品)は必ず下処理※をしてから持参ください。測定を希望する場合は、事前に復興対策課除染係までお申し込みください。

○測定できるもの

- ①食品 (市販されているものを除く) 測定に必要な量: 1kg
- ②水 (水道水を除く) 測定に必要な量: 2ℓ

○測定可能各種: 放射性セシウム134、放射性セシウム137

※下処理 洗って泥を落とし、外皮があるものは皮をむき、みじん切りにする

問 復興対策課除染係 (☎024-562-4236)

## 農業生きがづくり支援事業申し込みの締め切りについて

避難先で営む菜園等の経費を支援しておりました上記の事業については、平成24年11月30日をもって申し込みの締め切りとさせていただきますのでお知らせいたします。

問 復興対策課農政係 (☎024-562-4700)



## 野生・路地きのこの採取及び摂取について

昨年度から、野生きのこ及び路地きのこの放射性物質のモニタリング検査を行っておりますが、その結果、浜通り全地域で採取された野生きのこについて、国の暫定規制値（当時）を超える放射性セシウムが検出されていることから摂取及び出荷が制限されています。

村内で採取された赤きのこは1キロ当たり59,100ベクレル、イノハナは24,000ベクレルなど非常に高い放射性セシウムが検出されていますので、くれぐれも食べないようにしてください。



問復興対策課農政係（☎024-562-4700）

## 各行政区の放射線測定値

村が独自に計測した各行政区の1時間当たりの大気中放射線測定値は次のとおりです。放射線量は計測した日の天候・湿度などで変化します。単位は全てマイクロシーベルト/時となります。

【農地】（地上から1m及び1cmの高さで測定）

行政区	小字地内	11月7日		10月24日	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大師堂地内	2.65	4.06	2.63	3.17
2	深谷字原前地内	3.97	4.66	3.77	4.69
3	伊丹沢字山田地内	3.54	4.28	3.73	4.66
4	関沢字中頃地内	3.46	4.66	3.55	4.95
5	小宮字曲田地内	4.69	5.64	4.76	5.62
6	八木沢字上八木沢地内	2.15	2.48	2.16	2.55
7	大倉字湯舟地内	1.27	1.56	1.36	1.68
8	佐須字佐須地内	2.63	3.16	2.66	3.06
9	草野字柏塚地内	2.91	3.42	3.06	3.46
10	飯樋字下桶地内地内	3.17	4.46	3.05	4.36
11	飯樋字一ノ関地内	3.15	3.85	3.16	4.27
12	飯樋字笠石地内	3.35	3.96	3.27	3.73
13	飯樋字原地内	2.83	3.15	2.86	3.41
14	比曾字比曾地内	4.15	5.56	4.38	5.07
15	長泥字長泥地内	7.68	10.50	7.97	10.40
16	蕨平字木戸地内	6.55	8.79	6.65	8.86
17	松塚字神田地内	2.74	3.34	2.55	3.28
18	白石字町地内	3.36	3.95	3.41	4.26
19	前田字福田地内	3.57	4.88	3.65	5.86
20	二枚橋字町地内	2.16	3.31	2.04	2.91

【宅地】（地上から1m及び1cmの高さで測定）

行政区	小字地内	11月7日		10月24日	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大師堂地内	1.05	0.92	1.15	1.15
2	深谷字大森地内	3.17	4.52	3.29	5.13
3	伊丹沢字山田地内	3.65	4.06	3.52	4.25
4	関沢字中頃地内	4.74	6.54	4.82	6.65
5	小宮字曲田地内	4.54	4.86	4.52	5.24
6	芦原白金地内	3.22	5.82	2.89	4.76
7	大倉字大倉地内	1.44	2.24	1.44	2.46
8	佐須字虎捕地内	4.07	4.72	4.03	7.66
9	草野字大坂地内	4.15	5.42	4.09	5.12
10	飯樋字町地内	3.59	5.54	3.68	4.69
11	飯樋字割木地内	3.64	5.23	3.92	5.74
12	飯樋字笠石地内	3.77	5.24	3.92	4.77
13	飯樋字宮仲地内	1.72	2.16	1.76	2.05
14	比曾字中比曾地内	5.46	7.54	5.62	7.92
15	長泥字曲田地内	5.58	10.40	5.24	10.70
16	蕨平字蕨平地内	9.14	11.70	9.23	11.10
17	関根字押木内地内	3.64	4.34	3.62	4.23
18	白石字菅田地内	2.65	3.98	2.73	3.65
19	前田字古今明地内	3.72	5.89	3.85	6.26
20	須萱字水上地内	0.91	1.18	0.85	1.18

## 除雪作業に伴うご理解とご協力をお願いします

本年度も、除雪に備えなければならない時期となりました。

原発事故により避難中ではありますが、除雪計画に基づき今年度も除雪を実施しますので、次のことについてご理解とご協力をお願いします。

◆自宅の入口等に除雪作業による掃き溜まり（雪の固まり）が発生します。掃き溜まりの除去については各自対応願います。

問復興対策課建設管理係（☎024-562-4218）

## （再掲）避難中における住宅等の水道管理について

避難中において、住宅等に水道を通水する場合は自己管理を徹底するとともに、以下の点についてご注意ください。

- ①住宅内の漏水等による事故については、自己管理の範囲となります。
- ②水抜き栓を設置されていない方は水抜き栓を設置し、自己管理に努めてください。
- ③冬期間使用しない場合は、給水管凍結による漏水防止のため水道の元栓止水をお願いします。
- ④村や業者に止水（乙止め操作）を依頼する場合は、宅内の水抜き等の確認のため必ず立会いをお願いします。
- ⑤止水や通水する場合は必ず復興対策課へ連絡してください。

問復興対策課建設管理係（☎024-562-4218）

## 飯館駐在所からのお知らせ

不審者を見かけたら110番通報をお願いします！

村内において、空き巣（未遂を含む）事件が7件連続で発生しました。住宅の窓や勝手口のガラスを割って侵入しています。

警察では、ウルトラ警察隊等の応援を得て、パトロールの強化を行っています。不審な人や車を見かけた際は、パトロール中の警察官・110番・南相馬警察署（☎0244-22-2191）まで通報をお願いします。



## 福島市からののお知らせ 「放射線と市民の健康講座」のご案内

福島市が開催する講演会のお知らせです。お気軽にご参加ください。

○と き…12月11日（火）午後6時30分～8時（受付6時～）

○ところ…飯野学習センター2階ホール

○テーマ…「原発事故、放射線、そして私たちの暮らし」

○講師…わたり病院医師 齋藤 紀 先生

※参加無料。電話またはFAXにてお申し込みください。

問福島市保健福祉センター健康推進課成人保健係（☎024-525-7680）

（FAX 024-525-5701）

## 住宅の二重ローンでお困りの方へ

県では、東日本大震災で住宅に損害を受けた方の生活再建を支援するため、住宅の二重ローンに対する利子補給を行います。

被災程度や債務残高等の条件がありますので、詳しくは県建築指導課にお問い合わせください。

問福島県建築指導課（☎024-521-8184）

## 国民年金保険料の後納制度開始のお知らせ

国民年金は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

保険料を納められなかった場合や被保険者としての届け出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長となる後納制度が10月1日から始まりました（平成27年9月30日までの3年間）。なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただきます。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

これまで受給資格を満たさなかった方が、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。詳しい内容は、下記へお問い合わせください。

問福島年金事務センター（☎024-526-0491）相馬年金事務所（☎0244-36-5173）